

常務理事	事務長	課長	担当

健康保険 特例退職被保険者資格喪失申出書

令和 年 月 日提出

被保険者証の記号・番号	被保険者氏名	被保険者生年月日	被保険者証返納区分	資格喪失年月日
88		昭和 年 月 日 平成	1. 添付 (枚) 2. 減失 (枚)	令和 年 月 日

資格喪失の事由（資格喪失日） （該当する番号に○をつけ、日付を資格喪失年月日欄に記入してください）	住所	
<p>① 特例退職被保険者でなくなることを希望するため※（申出月の翌月1日） （例）国民健康保険に加入する・家族の扶養になる・その他</p> <p>② 健康保険・船員保険等の被保険者資格を取得したため（就職日） （例）就職等により新しく保険に加入する場合</p> <p>③ 障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となったため（認定日）</p> <p>④ 生活保護の受給者となったため（受給者となった日）</p> <p>⑤ 海外に居住となったため（居住となった日）</p> <p>⑥ 健康保険・共済組合等の被扶養者となったため（被扶養者となった日）</p> <p>⑦ 死亡したため（死亡日翌日）</p> <p>⇒2、3、6のいずれかに該当する場合は、新しい保険証のコピーを添付してください。</p> <p>⇒4に該当する場合は「生活保護受給証明書」、5に該当する場合は「住民票除票証明書」を添付してください。</p>	〒 -	
	TEL ()	
	※受付日付印	※確認印

注）裏面の注意事項をよくお読みいただき、ご記入ください。

※1の場合は、喪失日以降に資格喪失通知書の送付を予定しています。また、申出後に取り消すことができません。

<注意事項>

- 1 必要事項を記入し、該当する項目に○をしてください。※欄は記入不要です。
- 2 当組合の被保険者証および高齢受給者証（70歳以上の方）を、被扶養者分も併せて添付してください。
- 3 就職により健康保険等の資格を取得した場合、もしくは障害認定により後期高齢者医療制度へ加入した場合は、新しい保険証のコピーを添付してください。
また、生活保護受給者となった方は生活保護受給者証を添付してください。
海外へ移住する方は住民票除票証明書を添付してください。
- 4 「被保険者証返納区分」欄には、資格喪失申出書に添付した被保険者証枚数を記入してください。紛失もしくは破棄したため添付できない場合は、「滅失」の欄に紛失・破棄した枚数を記入の上、別途「被保険者証滅失届」を提出してください。
- 5 資格喪失後、医療機関で診療を受ける際、当組合の被保険者証を使用することはできません。当組合の保険証で医療機関にかかった場合は無資格診療となり、後日診療費の返還請求を行うことがあります。
- 6 国民健康保険組合（医師国保、薬剤師国保等）に加入する場合、加入後の年金種別により、国民健康保険組合の加入日が以下のとおり変更となります。
※国民健康保険組合と市町村の運営する国民健康保険は異なります。

【国民健康保険組合の加入日】

- 厚生年金加入 → 勤務先の定める加入日（同日に特例退職保険を脱退）
- 国民年金加入 → 保険料未納による特例退職保険脱退日

国民健康保険組合へ加入される方は「厚生年金加入（未加入）証明書」の提出が必要ですので、予め当組合までご連絡くださるようお願いいたします。

- 7 特例退職被保険者でなくなることを希望した場合は、資格喪失証明書を送付いたします。
ただし、「資格喪失証明書」は、資格喪失日より前に交付することはできません。